

## 農業集落排水処理施設し渣等一般廃棄物収集運搬業務仕様書

### 【1】 総 則

#### 1. 目 的

この仕様書は、周南市(以下「発注者」という。)が管理する農業集落排水処理施設「須々万中央地区浄化センター」・「高瀬地区浄化センター」・「八代地区浄化センター」(以下「農業集落排水処理施設」という。)から発生するし渣等一般廃棄物(以下「し渣等」という。)を収集し、発注者が指示する処分場まで運搬する業務に必要な事項を定めるものである。

#### 2. 委託業務の履行義務

農業集落排水処理施設から排出されるし渣等を確実に収集運搬するため、仕様書及び契約書等に基づき業務を完全に履行するとともに関係法令を遵守しなければならない。

#### 3. し渣等搬出場所

し渣等を搬出する場所及び名称は、次のとおりである。

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (1)周南市大字須々万本郷字飛長 1652-2 | 須々万中央地区浄化センター |
| (2)周南市大字夏切字猪ノ尻 87-1     | 高瀬地区浄化センター    |
| (3)周南市大字八代字日の前 1575-3   | 八代地区浄化センター    |

#### 4. 業務の内容

発生したし渣等を収集運搬する業務である。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。

#### 5. 指示の履行

受注者は、発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。

#### 6. 委託業務に従事する者の認定

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

#### 7. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

#### 8. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

#### 9. 安全管理

受注者は、事故防止のため従業員に対し常に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

#### 10. 保健衛生管理

受注者は、従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

#### 11. 委託業務に従事する者の資格

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を受けなければならない。なお、許可証の処理区分は「一般廃棄物の収集運搬(特別管理一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥を除く)」とする。

#### 12. 緊急事態発生への対応

事故が発生し、し渣等の収集運搬ができなくなった場合は、直ちに発注者へ連絡し、速やかに必

要な処置を講じること。

### 13. 委託業務就業時間等

- 1) 農業集落排水処理施設の運転に支障をきたすことの無いよう速やかに業務を行うこと。なお、運搬就業時間は 9:00～16:00 とする。
- 2) 業務の休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日等とする。
- 3) 業務は、就業時間外であっても、状況によっては発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。

### 14. 書類帳簿等の提出

受注者は、発注者の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。

### 15. 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 16. 支払方法

月々の業務完了ごとの支払いとする。

## 【2】作業要領

### 1. し渣等の収集運搬業務

農業集落排水処理施設から排出されるし渣等を収集し、発注者の指示する処分場まで運搬する業務である。1回の業務において3処理場を巡回するものとするが、し渣等の発生がない場合は、その浄化センターを省略することができる。

### 2. 各施設のし渣等の収集運搬頻度

処理場名	収集運搬頻度 回/年	荷姿	備考 し渣等発生量(kg/年)
須々万中央地区浄化センター	12 回	ポリ容器	約 2,200
高瀬地区浄化センター	12 回	ポリ容器	約 100
八代地区浄化センター	12 回	ポリ容器	約 100
計			約 2,400

※月1回の搬出を基本とするが、処理場の状況等により、変更する場合がある。

### 3. し渣等の搬入先(処分場) 下松市大字河内 340 番地 恋路クリーンセンター

4. 積込作業時又は運搬中に廃棄物が飛散するのを防ぐため、防水型容器を使用し、転倒防止措置を施した積載重量 200kg以上の車両とすること。車両の改造等については受注者が行うものとする。また、恋路クリーンセンターに搬入可能な車両であること。

なお、車両については、発注者の承認を受けることとする。(※パッカー車の使用は認めない。)

### 5. その他

- 1) し渣等とは、農業集落排水処理施設で発生したスクリーンかす等をいう。
- 2) し渣等運搬管理の報告書を請求書と合わせて提出すること。
- 3) 浄化センター毎にし渣等の重量を計量器で測定し、報告書に記載すること。

## 【3】 付 則

1. 収集運搬業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が準備するものとする。

2. 経費の負担区分

業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、その理由が発注者の責めに帰する場合を除き、その損害は、受注者の責任で処置するものとする。

3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。

4. 悪臭対策を行うこと。

5. 搬出時に使用したポリ容器は、運搬終了後に返却すること。

6. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と協議の上決定するものとする。

以 上